

可觀小説卷十六

一、有徳公御近習へ御書出の條々
 享保三年六月當上様、御近習向の衆中へ御書出の條々如左。
 一、人馬分限相應に相嗜候儀は勿論に候。あたま敷に合候へば能く候と存じ、かけ走り不自由成もの又は年にもたらざるもの、或は馬を持候ともふがんじよう成は、不相抱も同様たるべき事。
 一、猥に遊樂又は他行堅く可相慎事。
 一、中間の出合は、平生給候料理にて度々參會可致候。尤武士の作法を不亂様にて可相心得事。
 一、衣服・家作等の儀、少も見分にかゝはり取締申間敷事。但衣服・家作或は料理等軽く仕儀能くと存候ても、世間並の風儀に移候事も有之候。愚人のそしりにはかゝはり申間敷候。人馬相應に不抱、妻子並厄介人取みだし、見苦敷暮させ候ほど成耻は有之間敷事。
 一、妻を持候もの並娘を縁付候もの、世間殊の外結構に候旨、兼々被爲聞召候。勿論世間並に致さでは先様請がはず

候はゞ、約束致間敷候事。
 一、御番に罷出候節、宿近く候とも仔細なくして歩行にて申間敷候。且又五十以上の者も可成程は、馬上にて可相勤候事。
 但病氣にて久敷馬上難成ものは可相斷事。
 一、馬・鎗は申に不及、侍仲間急度可召連候。天氣晴候時、長柄のからかさ一切無用の事。
 但かさの儀は輕き事に候得共、か様の無益の餘勢がましき儀に、心を付申様にとの御事に候。
 一、外様より奥向の者共に對し、上を敬候て、相應より諸事殷勤に仕事に候。手前よりも又先様の人躰を見はからひ、慇懃に禮儀等可致候。先の敬に乘じ大躰にいたし候はゞ、御威光をかり私曲仕るの元たるべき事。
 但御用うけたまはる町人疋、別て取入可申候。夫に取合私用を辨候儀、是又私曲の元に存じ堅く可相慎事。
 一、知行被下候もの、百姓の仕置正路に可仕儀、專心懸可申候。家内無益の儀、或は奢がましき事をはぶき候所の心付はうすく、物成納所非違多申付候輩有之候はゞ、大き成心

得違に候事。

享保三戌年六月

一、松雲公時代の格式

享保三年八月從公儀、浪人鐵炮御改の儀に付、松平大和守殿、聞番・御大目附衆の内へ承合候所、御届には及不申候。然共嶋田佐渡守殿迄、左様の品無之段御届有之候はゞ、尙以て被入御念儀の由に付、外の間番共も御届可仕旨申候間、こなたよりも御届可申入敷の段、聞番爲念伺候に付被仰出候は、こなたの御家などに、左様の者可有之の儀にて無之候。其共に御届有之様にと御役人衆より御指圖候はゞ、其上に何角と申者不宜候。此儀御届には不及候。若又御届も有之候得ば、被入御念儀の由に候間、小身の御方はいかにも御届有之可然儀に候。こなたなどは押なへ御觸の儀故、爲御知有之迄の事に候間、此儀御届に不及と申趣に任せ申管に候。若し又此儀に限り薩摩守殿・陸奥守殿・越後守殿・伊豫守殿などよりも御届有之候はゞ、又其趣に任せられ、御届可有之儀に候。此御並もとくと不承合候段聞番不念に候。萬治三年御用に付、今枝民部金澤へ罷越、青山

織部・九里覺右衛門等御用相勤候節、御老中への御書に、前々之格を以て片御名字に相調上申候。其節御膳所の下に有之御庇に被成御座、奥村瀬兵衛が持參仕申候に付、か様にては有之間敷儀に候。もろ御名字に相調可然由被仰出候處、御家柄の儀に御座候得ば、其儘片御名字に被遊可宜旨、織部等達て申上候得共、昔は如何様にても今程は時にあひ不申儀に候間、是非もろ御名字に調申様にと御意にて、それより今以て其通りに罷成候。是は又織部等考不宜候。か様にさへ申候所へ、今は又格別の儀に候。薩摩守殿・陸奥守殿などにては、家柄輕々敷成不申候様に仕成申躰に候。御老中への片御名字の儀などは、今程誰も覺え申間敷候。萬一内藏允・織部承及可有之候や。御十二歳にて正四位少將御拜任、其翌年か紅葉山御成之供奉御勤被成候。上方より參候御裝束は、常の通にて有之候を、微妙院様御覽被成、か様の物爲召可申儀にて無之候。微妙院様禁色の御裝束、急ぎ爲直候て爲召候様にと御意にて、水谷金右衛門親吉右衛門儀に直候て御着用被遊候。因此それより參議御昇進以前も、無御遠慮禁色被爲召候得共、御老中より御不審も終